

2020年1月21日

各 位

東京都渋谷区東三丁目22番14号  
株式会社シティインデックスイレブンス  
代表取締役 福島 啓修

### 東芝機械株式会社株券（証券コード：6104）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社シティインデックスイレブンス（以下「公開買付者」といいます。）は、2020年1月20日、東芝機械株式会社（証券コード：6104、株式会社東京証券取引所市場第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 対象者の名称

東芝機械株式会社

2. 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

3. 買付け等の期間

2020年1月21日（火曜日）から2020年3月4日（水曜日）まで（30営業日）

4. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,456円

5. 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,500,000株	3,500,000株	7,500,000株

（注1）応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,500,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

（注2）応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,500,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

6. 決済の開始日

2020年3月11日（水曜日）

7. 公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2020年1月21日に提出する公開買付け届出書をご参照ください。

また、別紙「東芝機械株式会社株券に対する公開買付けについて」も併せてご参照ください。

以 上

(「東芝機械株式会社(証券コード:6104)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の別紙)

2020年1月21日

## 東芝機械株式会社株券に対する公開買付けについて

株式会社シティインデックスイレブンス  
代表取締役 福島 啓修

株式会社オフィスサポート  
代表取締役 池田 龍哉

株式会社エスグラントコーポレーション  
代表取締役 池田 龍哉

### 1. 本公開買付けの概要

株式会社シティインデックスイレブンス、株式会社オフィスサポート及び株式会社エスグラントコーポレーション(以下、三社を総称して「弊社ら」といい、個別に、「シティインデックスイレブンス」、「オフィスサポート」及び「エスグラント」といいます。)は、コーポレート・ガバナンスを通じて、上場企業のあるべき姿を追求する企業グループです。上場企業は社会の公器として、従業員、お取引先、ビジネスパートナー、そして株主といった全てのステークホルダーに対する責任があると考えております。現在、弊社らで、株式会社東京証券取引市場第一部に上場している東芝機械株式会社(以下「対象者」といいます)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を3,076,200株(対象者が所有する自己株式を除く発行済株式総数に対する所有割合(以下「所有割合」といいます。):12.75%)所有しています。

シティインデックスイレブンスは、2020年1月20日、対象者株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決定いたしました。本公開買付けは、買付価格を1株当たり3,456円とし、買付期間を2020年1月21日(火)より同年3月4日(水)までの30営業日とします。また、買付予定数については、3,500,000株(本公開買付け成立後の弊社らの所有割合にして27.25%)を下限とし、7,500,000株(本公開買付け成立後の弊社らの所有割合にして43.82%)を上限としております。

### 2. 本公開買付けに至る経緯について

オフィスサポート及びエスグラントは、対象者に、約1年以上投資をさせて頂いており、以前より、 unnecessary 内部留保の解消、コーポレート・ガバナンスの改善を通じた、全ての対象者株主のための株主価値向上を訴えて参りました。

そのような中で、弊社らは、2019年11月13日に公表された東芝デバイス&ストレージ株式会社（以下「東芝デバイス」といいます。）による株式会社ニューフレアテクノロジー（以下「ニューフレア」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「東芝デバイスによる公開買付け」といいます。）の実施に関するプレスリリースを確認し、対象者の大株主として、対象者が、単純に東芝デバイスによる公開買付けに応募するのではなく、ニューフレアによる自己株式取得の公開買付け及び東芝デバイスによる公開買付けの二段階買取といった二段階のスキームを実現するよう事前に交渉し、自己株式取得の公開買付けに応募することにより税務メリットを獲得した上で、ニューフレア株式を売却するようすべきであったと考えました（自己株式取得の場合、具体的には、売却利益の50%が益金不算入となるため、税引き後の手取額が最大で約30億円程度上乗せされます。）。対象者は上場企業として、自らが保有する株式を売却する際には、その売却を通して株主価値の最大化を目指さなければなりません。

対象者は、ニューフレアと歴史的な結びつきが強く、また東芝デバイスによる公開買付けの公開買付者である東芝デバイスは、ニューフレアに対して対象者と共同して議決権の行使を行う旨の合意をしているにも関わらず、上述したような対象者の株主価値を最大化するためのニューフレア株式の売却方法を実現するための交渉がニューフレアとの間で成立していなかったということになります。しかしながら、東芝デバイスによる公開買付けの公表後でも、スキームの変更は可能であることから、弊社らは、東芝デバイスによる公開買付けの公表以降一貫して、東芝デバイスによる公開買付けのスキーム変更を、東芝デバイスだけでなく、その親会社である株式会社東芝（以下「東芝」といいます。）、ニューフレアとも交渉し、対象者が税務メリットを活用した売却を実現できるよう、対象者の経営陣の皆様をお願いをして参りました。しかしながら、結果として、対象者は、弊社らからの面談を拒絶する中で、2020年1月15日に、自らの保有するニューフレア株式を、東芝デバイスによる公開買付けに応募することにより売却する旨を公表いたしました。

弊社らは、上場企業は、事業の競争力の強化や資産効率の向上を通して資本コストを上回るROEを上げ、自社の株価を中長期にわたり向上させていく責務があると考えております。対象者の株価が、直近では2018年6月以降約1年半にわたり、株価純資産倍率（PBR）1倍（2019年1月の最安値時には0.55倍）を割り込んで大変割安に放置され、弊社らからは、対象者に留保する必要がある資金レベルを株主に明確に説明した上で、対象者の保有する不必要と考えられる内部留保を株主に還元することによるROE向上、株主価値向上を行うことを、弊社らが、2019年1月以降現在に至るまで、対象者に対して合計13通の書簡を送付し、また対象者との合計5回の面談を通して提案してきたにも関わらず、現在に至るまで対象者はこのような提案に応じて頂けておりません。弊社らは、対象者がこれまで蓄積した不必要な内部留保に加え、今回のニューフレア株式の売却資金を用いて、株主価値向上及びROE向上を実現するために、対象者においてコーポレート・ガバナンスを改善する余地が十分あると考え株主として対象者の株主価値向上にコミットした上で、発言権を強化しコーポレート・ガバナンスを改善することを企図し、本公開買付けの実施を決断いたしました。具体的には、弊社らは、対象者がこれまで、ニューフレア株式の売却の一例をとっても、株主価値向上及びROE向上の実現に向けて、真摯に取り組んできたとは言えないと考えていることから、対象者が、上場企業として、株主価値向上及びROE向上のために、株主との建設的な対話を通じて、株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を十分に払うといったコーポレート・ガバナンスの改善が必要であると考えております。

対象者は、弊社らが公開買付けの公表予定日として対象者に通知していた2020年1月20日の前営業日である、2020年1月17日の午後9時に「株式会社オフィスサポートからの当社株式を対象とする公開買付けの予告を受けた当社の対応方針に関するお知らせ」（以下「対象者リリース」といいます。）を突然公表しました（対象者リリースについての弊社の見解は「4. 対象者による、株主の意思を確認しない（むしろ意思に反する）買収防衛策の導入と、日本のコーポレート・ガバナンスの発展に対する悪影響」をご覧ください。なお、対象者リリースの影響もあり、上記公表予定日に、公表するには至りませんでした。）。対象者リリースには、驚くべきことに、昨年、株主の意向に従って買収防衛策を廃止したにもかかわらず、株主総会の承認を得ないまま取締役会決議によって新たに買収防衛策（以下「新買収防衛策」といいます。）を導入する旨が記載されておりました。弊社は、対象者方針リリースの記述は不当なものであり、また、対象者リリースで意図している買収防衛策は許されるものではないと考えております。従って、対象者方針リリースにかかわらず、本公開買付けを開始いたします。

本公開買付けの実施の経緯等については、シティインデックスイレブンスが2020年1月21日に提出する公開買付届出書に詳しく記載されておりますので、ご参照頂ければ幸いに存じます。

### 3. 対象者との対話について

弊社は、2019年11月以降、関東財務局様とのやりとりを重ね、シティインデックスイレブンスを公開買付者とする本公開買付けを準備して参りました。そのような中で、弊社らと対象者の対話は、残念なことに、2019年12月11日の対象者からの電子メールによるご連絡で、対象者の代表取締役社長である三上高弘様（以下「三上様」といいます。）、代表取締役副社長である坂元繁友様（以下「坂元様」といいます。）だけでなく、総務部部長兼広報・株式担当グループマネージャーのご担当者様が弊社との面談を拒否する旨を通告されて以降、弊社らは対象者と対話の場を設けることができないで参りました。弊社は、本公開買付けの実施に際し、対象者に対して事前に本公開買付けについてご連絡した方が誠実であると考え、本公開買付けの検討を行っている旨を、2020年1月10日にご連絡いたしました。その後も、書簡及び電子メールにより、弊社らが公開買付けという重要な事項を検討していることから、面談にてご説明することが適切と考え、対象者に対し、本公開買付けの公表予定日より前に、面談に応じる用意がある旨をご連絡しておりましたが、対象者はその度にお受入れになりませんでした。弊社から対象者にお送りした2020年1月12日付のメールで、弊社は、対象者が、弊社らと議論する場を設けるというお約束を頂けるのであれば、本公開買付けの公表、開始については、一時延期をさせて頂く意向であるとお伝えし、面談を申し入れましたが、対象者は面談を拒絶したという経緯もございます。

これまでも、オフィスサポート及びエスグラントは、三上様と2018年12月10日にご面談させて頂く予定でしたが、三上様のご都合により当日の面談開始約3時間前にキャンセルとなり、2019年1月に再度面談の申し入れを行ったものの受け入れられなかった経緯がある中で（理由については弊社に対して十分なお説明がありませんでした。）、2019年4月15日に1度面談をさせて頂いた以降、弊社からの2019年7月、同年8月、同年11月及び同年12月並びに2020年1月と度重なるご要望にも関わらず、ご面談を一度もお受けいただくことはありませんでした。このような経緯から、弊社らは、対象者が、株主との対話を軽視されているのではと憂慮しております。弊社は、引き続き、対象者そして三上様に、株主との建設的な対話に応じていただけるようお願い申し上げます。

#### 4. 対象者による、株主の意思を確認しない（むしろ意思に反する）買収防衛策の導入と、日本のコーポレート・ガバナンスの発展に対する悪影響

弊社は、対象者による対象者リリースの突然の公表は、日本のコーポレート・ガバナンス発展の流れに逆行するばかりか、市場参加者にも大きな悪影響があると考えております。対象者は、株主等の意向を踏まえて2019年5月16日に買収防衛策を同年6月24日開催の定時株主総会の終結時をもって廃止する旨を決定しております（対象者の2019年5月16日付リリース（以下「廃止リリース」といいます。）には、「国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見」等から廃止を決定した旨が書かれています。）。そもそも、弊社は、2019年11月22日の対象者の代表取締役副社長である坂元様とのご面談で、弊社らが対象者株式を買い増すことについて異議がないか確認をさせて頂いたところ、坂元様からは、対象者株式を買い増すことについて異議はなく、できるだけ長期に対象者株式を保有し、対象者の経営を支援してほしいとの回答があったことにもかかわらず、このように株主価値向上を企図した弊社による対象者株式の取得を、弊社らについての悪意を持った不当な印象操作を用いながら阻止しようとしていることは、大変不誠実であると考えております。本来、上場企業の経営者とその株主は、協力関係を持ちながら企業の持続的な株主価値向上を実現するべきであり、弊社は、なぜ、対象者が突如として、株主に対して敵対的な対象者リリースを公表されたのか疑問ではありません。

##### 対象者の買収防衛策が許された場合の影響

このような暴挙が許されるのであれば、買収防衛策を廃止した会社が、取締役の気に入らない株主による買収が判明した時点で、株主総会で株主の意思を確認しないまま、買収防衛策を発動できるということになります（株主総会の承認を得る仕組みになっているのは形だけで、弊社らが予定通りの日程で公開買付けを開始した場合は、株主総会の承認を得ないまま買収防衛策を発動できることになっているのです。）。このようなやり方が容認されるようなことになれば、取締役の保身の邪魔になる大株主の保有割合を、取締役会決議のみで買収防衛策の発動名目で大幅に低下させることが可能になってしまいます。2019年の事例であれば、伊藤忠商事がデサントの公開買付けを行った際や、HISやブラックストーンがユニゾHDを公開買付けしようとした際、あるいはヤフーがアスクルの取締役を解任し新たな取締役を選任しようとした際に、これらのデサント、ユニゾ、アスクルの経営陣は、これら株主になろうとしている投資家による公開買付けや役員解任に反対する場合、株主の意思を確認せずとも、取締役会決議で買収防衛策を導入し、伊藤忠商事、HIS、ブラックストーン、ヤフーだけが行使できない新株予約権を株主に無償で割り当てることを宣言したり、実行したりすることにより、買付けを断念させたり、株主総会での議決権を大きく低下させたりすることができることになるのです。デサント、ユニゾHDそしてアスクルの経営陣は、そのようなコーポレート・ガバナンスを無視した暴挙に出ることはありませんでしたが、買収防衛策を株主総会で廃止された後に株主総会の承認も得ずに設定した対象者の買収防衛策は、株主による会社のガバナンスを完全に無視した、経営陣の保身のための暴挙以外の何物でもありません。

##### 形骸化した独立委員会と、公開買付け規制の軽視

対象者の新買収防衛策には、株主総会の承認を得ずに取締役会の判断により、新株予約権の無償割当てが可能であるとしています（また、その際の判断は、社外取締役3名からなる独立委員会による勧告を最大限尊重するとしています。買収防衛策の導入決議を行った取締役会は、これら社外取締役が参加して賛成しているものであり、独立の名に値しないものです。）。また、対象者は、公開買付けが開始される前に、買付者に対して情報提供を求め、その情報を基に株主が適切に判断できるようにと説明していますが、対象者自らが廃止リリースにおいて「金融商品取引法、会社法その他の関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります」と述べているの

ですから、金融商品取引法の公開買付けに関する規定に基づいて意見表明報告書に公開買付者に対する質問事項を記載して回答を求め、また、公開買付期間の延長請求をすればよいだけのことです。新買収防衛策は、公開買付規制に則った適法な公開買付けを株主の意思も確かめずに保身のために妨害しようとするもので、公開買付制度に対する対する冒涇でもあると考えております。

#### 経営陣の保身のみを考えた復活

また、対象者は、対象者リリースにおいて、「当社株式の大規模な買付行為を行おうとする者に対しては、必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、あわせて当社取締役会の意見等を開示する等、関係法令に基づき、適切な措置を講じることを前提として」買収防衛策を廃止したと主張していますが、廃止リリースには「前提」などとは書かれておらず、「金融商品取引法、会社法その他の関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります」という一般論が書かれているだけです。そして、この一般論に基づいて、前記のとおり、金融商品取引法に基づく質問や期間延長請求を行えばよいだけのことです。また、繰り返しになりますが、昨年の買収防衛策の廃止は、対象者によれば「国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や、買収防衛策を巡る近時の動向、およびコーポレートガバナンス・コードの浸透など、当社を取り巻く環境の変化を注視し、本プランの継続の必要性について慎重に検討を重ねた結果、2019年6月21日開催の第96回定時株主総会終結時の有効期間満了をもって本プランを継続せず、廃止することを決議いたしました。」とし株主の意思を踏まえて廃止しているにも関わらず、今回の買収防衛策は、株主総会にて株主の意思を確認せずに設けられたというだけでなく、株主の意向で廃止したものを「有事」という名目で復活させたのですから、株主の意思に反するものと言うべきです（「有事」などと言い出したら、買収防衛策を発動するかどうかという場面は常に「有事」でしょう。）。

#### 不当な印象操作

加えて、対象者リリースにおいて、「当社は、オフィスサポートが、本公開買付けについて当社との間で何ら実質的な協議を行うことなくその準備を行っており、その諸条件について当社にほとんど情報共有がなされておらず、また、本公開買付け実施後の当社の経営方針等についても一切の説明がない」との記載があり、あたかも弊社らが実質的な協議や情報共有をすることを拒絶したかのように記載されておりますが、事実と反し、適時開示を用いた不当な印象操作であり、市場参加者の投資判断に誤った影響を与えております。弊社らは、事前に公開買付けを行うことを対象者に伝達することが誠実であると考え、「3. 対象者との対話について」に記載されている通り、そのような方針をとったところ、対象者リリースの内容は、その誠意を逆手に取り、本公開買付けの公表予定日の前営業日にそれを突如公表することで、対象者経営陣の保身のために都合のよいルールを後から作り上げました。

実際は、「3. 対象者との対話について」に記載されているように、本公開買付けについて、対象者から実質的な協議を求めるような要請がなかったのみならず、弊社らからの本公開買付け前の協議の申し込みを、対象者が受け入れられなかったのが事実であります。これは、対象者が、弊社らからの度重なる面談の申し入れにも関わらず、弊社らと協議に臨まないことで、対象者との協議をとらないという事実を作り、あたかも弊社らが協議を行う意向がなかったかのように弊社らの印象を不当に操作されようとした意図があったと見受けられます。加えて、対象者からは、弊社らが公開買付けの実施を検討していることをご連絡した後も、対象者は、本公開買付け実施前に実質的な協議を行う意向を示さないばかりか、その諸条件についてはもとより、本公開買付け実施後の当社の経営方針等についても一切の説明を弊社らに求めることがありませんでした（弊社らが、重要な内容であるから、面談にて伝達しようと思っておりました本公開買付けに係る買付予定数の上限及び下限につきまして

も、対象者は面談を拒絶したばかりか、把握されようとするらしませんでした。）。弊社は、対象者が、情報を共有する機会を弊社らに与えないことにより意図的に情報を取得しないことで、「情報共有を頂くことができなかった」と表現し、不当に弊社らの印象操作をした意図があったと見受けられます。このように、対象者が、本公開買付けの是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求める機会を準備することさえされてこなかったという事実がある中で、本公開買付けの公表予定日の前営業日前に対象者リリースを出すという暴挙は、不誠実を通り越し、日本の資本市場の秩序を侮辱するものであると考えております。

#### 最後に

最後になりますが、弊社は、対象者による、株主の意思を確認しない（むしろ株主の意思に反する）新買収防衛策の導入は、これまでの、経済産業省、法務省、東京証券取引所、そして金融庁といった関係省庁及び自主規制法人様をはじめ、日本の資本市場の公平な秩序や、市場参加者や有識者を中心に日本で築き上げてきたコーポレート・ガバナンスの発展を妨げるのみならず、これら関係省庁及び自主規制法人様、市場参加者、有識者の皆様のこれまでの努力を冒瀆するものであると考えております。

以上